

栃木県消防広域化推進計画

平成20年4月

栃 木 県

目 次

本編

序 章

第 1 章 市町村の消防の現況・課題及び将来見通し

- 1 市町村の消防の現況・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 消防を取り巻く環境の変化と将来見通し・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 2 章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

- 1 市町村の消防の広域化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 市町村の消防の広域化の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 市町村の消防の広域化の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第 3 章 広域化対象市町の組合せ

- 1 広域化対象市町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 広域化対象市町の組合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 県内 1 つの消防本部体制を推奨する理由・・・・・・・・・・・・ 6

第 4 章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

- 1 広域化を推進するための体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 市町へ支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 5 章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 1 広域化後の消防の体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 構成市町間の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策・・・・・・・・ 7

第 6 章 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 1 消防団との連携の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 市町防災担当部局との連携の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

資料編

(資料1)	消防本部の現状	1
(資料2)	消防団の現状	2
(資料3)	消防吏員数及び消防団員数の推移	3
(資料4)	火災発生件数等の推移	4
(資料5)	防火対象物数の推移	5
(資料6)	救急出場件数等の推移	6
(資料7)	救助出場件数等の推移	7
(資料8)	消防職員の年齢別構成	8
(資料9)	消防無線及び消防通信指令施設の状況	9
(資料10)	常備消防に要する決算の状況	10
(資料11)	消防力の整備指針上の基準数と現有状況	11
(資料12)	県内人口の将来予測	12
(資料13)	市町村財政の状況	13
(資料14)	県内に1つの消防本部の管轄図	15

序 章

1 背景

災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境の変化に、適確に対応できる市町村の消防体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化の推進の必要性から、国においては、平成18年6月14日に「消防組織法」の一部を改正し、平成18年7月12日には消防庁長官が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(基本指針)を定めたところです。

2 推進計画の性格

この計画は、消防組織法第33条第1項に定める「自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画」(推進計画)として策定するものであり、市町村の消防の広域化の必要性及び広域化の対象となる市町の組合せ等を定め、本県における市町村の消防の広域化の推進を図るものです。

3 推進計画の策定

県内の市町、消防関係者及び県民の皆様から幅広く意見を伺うとともに、「栃木県消防広域化懇談会」からの提言を踏まえ、「栃木県消防広域化推進計画」を策定しました。

4 推進計画に基づく広域化の推進

関係市町の協議により「広域消防運営計画」を作成していただき、基本指針に定められた推進計画策定後5年度以内(平成24年度まで)という期限内に、本推進計画に基づく市町村の消防の広域化が実現できるよう、県として、必要な支援を行っていくこととしています。

第1章 市町村の消防の現況・課題及び将来見通し

1 市町村の消防の現況・課題

(1) 消防本部のあゆみ

県内の消防は、昭和23年3月の消防組織法の施行を受け、昭和23年8月に小山市（当時は小山町）に消防本部が設置されて以降、順次消防の常備化が進められ、昭和48年に佐野地区に消防組合が設置され、15消防本部体制が整備されました。

その後、平成8年10月に栗山村が常備化（藤原町に委託）したことにより、全ての市町村において常備化が図られました。

また、平成18年3月には、今市市、日光市、足尾町、藤原町、栗山村の合併に伴い新日光市が誕生し、今市市消防本部、藤原町消防本部、日光地区消防組合消防本部の広域化がなされ、日光市消防本部が設置され、現在の13消防本部体制となりました。

(2) 消防本部の現状

県内13消防本部のうち管轄人口規模別の消防本部の数は、人口が30万人を超える規模の消防本部が1つ、30万人未満で10万人以上の規模が9つ、そして10万人未満のいわゆる小規模本部が3つあります。

管轄面積は、最大が日光市消防本部の1,449.87 k m²、最も小さいのは足利市消防本部の177.82 k m²となっています。

(3) 消防本部の体制と運営方式

区 分	H19.4.1	運営方式	
消防本部数	13	消防組織の運営	
消防署数	23	単独	5
出張所数	53	組合	8
消防職員数	2,349	1町が消防事務を委託	

常備消防の消防署・出張所は、平成19年の全国平均が1消防本部あたり2.1の消防署と4.0の出張所で構成されており、本県では1消防本部あたり1.8消防署、4.1出張所で構成されています。

消防団については、平成19年4月1日現在、37消防団、309分団で、団員数は15,160人となっています。

全国的に見ると、消防本部の職員数については毎年増加傾向にありますが、消防団員数は逆に減少傾向にあります。本県においても同様の傾向にあります。

(4) 消防需要の動向

火災発生件数

最近10年間の火災発生件数は、約900件～1,300件で増減を繰り返しています。

火災種別については、年によって多少の変動はあるものの、主なものとしては、建物火災が約5割を占め、続いて車両火災が約1割を占めています。

なお、出火率については、近年、全国的に見て高い水準で推移しています。

防火対象物の推移

防火対象物数は、平成9年度末の48,054施設に対して平成18年度末が58,544施設

となっており、数にして10,490施設、率で21.8%増加しています。

救急出場件数

救急の出場件数、搬送人員とも増大傾向にあり、高齢者人口の増加とともに、特に急病による出場件数が増加傾向にあります。平成18年中の救急出場については、県内のどこかで7分48秒に1回の割合で救急自動車が出場しており、また、県民の31人に1人が搬送されたこととなります。

出場件数は、平成9年の43,315件に対して、平成18年が67,341件となっており、件数にして24,026件、率で55.5%増加しています。

また、搬送人員も平成9年の43,044人に対して、平成18年が63,837人となっており、人数にして20,793人、率で48.3%増加しています。

平成18年中の救急現場到着時間については、県平均が6.6分であり、消防本部ごとの管轄面積の広狭による到着時間の影響はあまり見られません。

救助出場件数及び救助人員

救助出場件数は、平成9年の1,199件に対して平成18年が1,181件と年による増減はあるものの顕著な傾向は見られませんが、救助人員は、平成9年の426人に対して平成18年が572人と数にして146人、率で34.3%増加しています。

(5) 消防力の現状

消防本部の職員数や車両配置等の状況を、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日付け消防庁告示第1号)(以下「整備指針」という。)に基づく基準と比べますと、消防職員の充足率(平成18年4月1日現在)は、全国平均が76.0%であるのに対し、本県の平均は62.9%と低い状況にあり、充足率の向上を図る必要があります。

小規模な消防本部ほど、職員が少ないことから警防業務と救急業務などと、複数の業務を兼務する割合が高く、専門的体制を備えることが難しい状況にあります。特に、救急業務において迅速かつ的確な対応が困難となる可能性が高くなっています。また、救急業務の高度化に適切に対応するため、救急救命士の一層の養成を図る必要があります。

車両の充足状況は、消防ポンプ自動車、化学消防車及び救急自動車ではほぼ満たされているものの、比較的高価な車両の、はしご車や救助工作車の充足率が低くなっていることから、これら特殊な車両の整備を図る必要があります。

(6) 人事管理の状況等

小規模な消防本部においては、職員数が少ないことや、年齢構成の偏りが大きいこと等のため、人事ローテーションが硬直化してしまったり、計画的な職員の採用が困難になっております。

また、人員の確保が難しいため、各種教育訓練機関への派遣が困難であり、職員の専門的能力の向上や救急救命士の養成が十分に確保されない状況にあります。

このことは大規模な消防本部と比較して、人材育成や職員の士気の高揚にも少なからず影響を与えるものと考えます。

(7) 消防無線及び消防通信指令施設

13消防本部中、救急波を持たず市町村波（消防波）で対応している消防本部が2つあります。

また、消防通信指令施設（指令装置）が未整備のところは3消防本部、消防指令センターの消防補助金関係財産処分制限年数（9年）を超過しているところが2消防本部あります。

これらの未整備又は耐用年数を超過している設備については、今後、計画的に整備促進を図る必要があります。

なお、消防救急無線は、平成28年5月末までにデジタル方式に移行することが定められており、無線機器の全面的な整備が必要になります。

(8) 消防費の決算状況等

県民一人当たりの常備消防に係る消防費の状況は、一番高いところで17,208円、低いところでは9,219円になっています。なお、小規模な消防本部を構成する市町の住民一人当たりの消防費は割高となっています。

2 消防を取り巻く環境の変化と将来見通し

(1) 災害や事故の多様化及び大規模化等

近年、少子高齢化の進行、交通網の拡大による人と物の交流の活発化、都市化の進展に伴う建物の高層化、住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は著しく変化してきています。

これらの社会経済情勢の変化は、災害の多様化、大規模化、救急・予防業務需要の増大と高度化など、消防需要の質的变化と量的拡大をもたらしています。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件、平成16年の新潟中越地震、平成17年の尼ヶ崎列車事故、平成19年の新潟中越沖地震など、従来の消防行政の想定をはるかに超えた大規模又は特殊な災害が発生しています。更に、近い将来、大規模地震の発生も予想されています。

本県においても平成10年の那須水害や平成15年のブリヂストン工場火災など大規模な災害が発生している状況にあります。

(2) 人口減少時代の到来と高齢化率の上昇

日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後の長期的展望においても、少子化の進行により将来人口は減少すると予想されています。

栃木県の総人口は、平成17年の201万7千人をピークに減少局面に入りました。また、平成17年の国勢調査を踏まえた、国立社会保障・人口問題研究所の30年後（平成47年）の人口予測（平成19年5月推計）では、栃木県は174万4千人で13.5%の減少が予測されています。

人口減少社会の中では、地域における消防力が低下するとともに、「整備指針」の基準となる各消防本部の管轄人口が減少することにより、消防本部そのものが小規模化することが予想されます。

また、平成17年の国勢調査結果による本県の老年人口は、39万1千人で全体の19.4%となっています。上記研究所では、栃木県は平成27年頃には4人に1人が、平成47年頃には3人に1人が65歳以上という超高齢社会になると予測しています。

(3) 市町の財政状況

県内市町の平成19年度の一般会計当初予算の総額は、6,652億円と前年度比0.5%の増となっていますが、増減別団体数を見ますと、増加団体・減少団体は、市・町ともそれぞれ約半数（増加7市、9町：減少7市、8町）となっています。歳入の状況を見ますと、地方税は、所得税から住民税への税源移譲や定率減税廃止による個人市町村住民税の増等により10.1%の増加となり、過去最高となる一方で地方交付税は6.5%の減少となり、平成13年度から7年連続の減少となっています。

平成18年度普通会計の決算の状況を見ますと、歳入が6,997億円（対前年度比54億円、0.8%減）、歳出が6,628億円（対前年比131億円、1.9%減）となり、ともに前年度を下回り、県内市町は依然厳しい財政状況が続いています。

また、平成19年発表の実質公債費比率（前3年度平均値）を見ますと、前年度から0.2%増加して13.9%となっており、財政の硬直化が進んでいるといえます。

各市町では、扶助費など必要な予算を確保しながらも、人件費や補助金の抑制、普通建設事業のうちの単独事業費の縮小など、一層の歳出削減により財政の健全化を図っている状況にあります。

第2章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

市町村は、消防を十分に果たすべき責任を有しており、消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に適確に対応し、将来にわたり住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されているなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これらを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現させていくことが極めて有効であると考えます。

2 市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防の広域化を推進するため、平成18年6月に消防組織法の一部が改正され、次の事項について定められました。

市町村の消防の広域化の理念及び定義

消防庁長官による基本指針の策定

都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等

広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成

国の援助及び地方債の特別の配慮

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために行うものであり、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことは、あってはなりません。

消防の広域化は、消防署所の統廃合等を目的にしているものではなく、消防本部の総務部門や指令業務の統合により生み出された要員を、現場活動要員に振り向けたり、救急・救助隊員、予防要員の専任化を向上させることによって、消防力の充実強化及び住民サービスの向上を図るために行うものであります。

具体的には、広域化によって次のようなメリットが期待されます。

(1) 住民サービスの向上

災害時における初動体制の強化及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
消防署所の管轄区域の適正化等による現場到着時間の短縮

(2) 人員配備の効率化と充実

本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
救急業務や予防業務の高度化及び専門化

(3) 消防体制の基盤の強化

財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
組織の活性化や職員の能力の向上

なお、消防団については、従来どおり市町ごとに設置し、広域化の対象とするものではありません。

3 市町村の消防の広域化の時期

市町村の消防の広域化は、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成18年7月12日消防庁告示第33号)に基づき広域化対象市町において、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、本計画の策定から5年度以内(平成24年度まで)を目途に広域化を実現することとされております。

第3章 広域化対象市町の組合せ

1 広域化対象市町

基本指針においては、「一般論として、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を1つの目標とすることが適当である」としています。

これらを踏まえ、将来人口の減少が予測されるなか、将来にわたって住民の安心・安全を確保できる消防体制の整備及び確立を図っていくためには、県内全ての市町(全ての消防本部)を対象として、広域化を推進する必要があると考えます。

2 広域化対象市町の組合せ

市町や消防本部の意見、消防広域化懇談会の提言及び消防広域化等検討委員会の報告書等を踏まえ、最もスケールメリットを活かせる規模の消防本部が構築できる、県内に1つの消防本部体制を推進すべきと考えます。

3 県内1つの消防本部体制を推奨する理由

住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化など、広域によるスケールメリットにおいて最大の効果が得られること。

指令業務が一元化され、統一的な指揮命令系統の下、初動対応等の強化が図られ、大規模災害にも柔軟な対応が可能となること。

本県の地理的特性などを考慮すると、最も人口が集中している都市が県の中心に位置することなどを踏まえ、県内1つの消防本部により効果的な体制の整備が可能となること。

消防救急無線は平成28年5月末までにアナログからデジタルに移行することが決定しており、デジタル無線の広域化・共同化と統合が図れること。

第4章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本計画に基づいて、広域化対象市町が取り組む消防の広域化の推進のため、県においては、以下の取り組みを行います。

1 広域化を推進するための体制の整備

県は、広域化対象市町における消防の広域化に向けた諸課題に的確に対応するため、総合的に支援可能な体制の整備を行い、市町間の調整、相談体制の充実を図ります。

2 市町への支援

県は、消防の広域化の実現のために、広域化対象市町による「広域消防運営計画」の策定等について積極的な支援を行います。

広域化対象市町から求めがあったときは、市町間における合意形成のための調整等を行います。

消防の広域化に関する調査研究及び情報提供等は、継続して行います。

なお、よりよい消防広域化の実現のため、市町の協議により、本計画以外の組合せについて、全市町の合意が整った場合は、本計画を変更します。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防においては、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要であります。したがって、本部機能、指令業務及び職員の身分等の一元化を図る必要があります。

2 構成市町間の関係

市町村の消防の広域化は、一部事務組合等又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町又は受託市町若しくは委託市町(以下「構成市町等」と言う。)との意思疎通及び情報共有が円滑に行われるよう、構成市町間の協議により広域化の手法を決定することが必要となります。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、そのための方策として、基本指針に掲げられている、以下のような基本的な事項等については、構成市町間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要と考えます。

(1) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

- ・ 経常的経費、投資的経費の構成市町ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ・ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ・ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ・ 災害時等に構成市町の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有、訓練等に関する計画を策定すること
- ・ 構成市町間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ・ 組合の運営に関し、住民と身近な組織となるよう、広報に努めるとともにその意見を反映できるようにすること 等

(2) 消防本部の位置及び名称

(3) 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(4) 県の消防防災行政との関係に関する事項

第6章 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、一市町に一団を置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。具体的には次のような方策が考えられます。

常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名すること等による常備消防との一元的な連絡調整

平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

構成市町の消防団と当該構成市町の区域に存する消防署所との連携確保のため、消

防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 市町防災担当部局との連携の確保

市町の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要です。

このため、広域化後の消防本部と構成市町の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要がある。具体的には次のような方策が考えられます。

夜間・休日等における市町の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

各構成市町等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

各構成市町等と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

総合的な合同防災訓練の実施

防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる

24 時間体制の確保

資 料 編

消防本部の現状

消防本部名	人口 人	面積 km ²	設置 年月日	消 防 署 数	出 張 所 数	消 防 吏 員 数	う ち 女 性	定 市 町 村 条 例 吏 員 数	平 均 年 齢	資 機 材 等									
										ホ ン ク 車	水 槽 付 車	梯 子 車	化 学 車	救 急 車	う ち 高 規 格	救 助 工 作 車	水 槽 車	計	
宇都宮市	500,211	416.84	S24. 4. 1	3	11	448	3	455	40.4	14	13	6	4	16	16	3	2	58	
足利市	158,047	177.82	S24. 6. 1	2	3	174	4	180	36.6	6	3	2	3	6	6	1		21	
鹿沼市	104,050	490.62	H18. 1. 1	1	3	122	0	120	39.8	4	4	1	1	5	5	1	1	17	
日光市	94,764	1,449.87	H18. 3. 20	3	6	189	1	192	40.8	8	5	1	1	11	8	3	1	30	
小山市	182,883	201.86	S23. 8. 1	1	5	189	0	190	41.9	4	6	1	3	7	5	1	1	23	
石橋地区消防組合	130,759	190.18	S45. 6. 1	1	3	155	0	158	44.8	2	5	1	1	5	3	1		15	
大田原地区 広域消防組合	128,793	603.82	S45. 6. 1	1	4	167	0	173	40.6	4	4	2	2	7	5	1		20	
栃木地区 広域行政事務組合	149,493	284.83	S46. 6. 1	1	4	159	0	170	40.7	5	4	1	2	7	5	1		20	
芳賀地区 広域行政事務組合	150,916	563.93	S46. 4. 1	1	6	199	0	201	40.7	2	8	1	1	8	4	1		21	
黒磯那須消防組合	88,623	715.43	S46. 4. 1	2	2	141	5	152	40.0	4	5	2	1	6	6	1		19	
南那須地区 広域行政事務組合	51,452	367.26	S47. 4. 1	1	3	97	0	103	42.8	2	4		1	5	4	1		13	
佐野地区 広域消防組合	143,566	402.81	S48. 4. 1	1	3	139	0	155	40.1	3		1	2	6	6	1		13	
塩谷広域行政組合	122,806	543.01	S46. 4. 1	5	0	147	0	150	42.7	6	2		2	7	5	2		19	
合 計	2,006,363	6,408.28		23	53	2,326	13	2,399	40.8	64	63	19	24	96	78	18	5	289	

1 人口は平成19年3月末日のもの（住民基本台帳人口移動報告から）。

2 消防吏員及び資機材については平成19年4月1日現在のもの（消防防災・震災対策現況調査調べ）。

消防団の現状

消防本部名	市町村名	人口 人	面積 Km ²	消防団								資機材	
				消防団数		分団数 分団	実員 人	うち 女性	定数 人	年齢 合計	平均 年齢	ポン プ車	積 載 車
				団	うち女性 を含む								
宇都宮市		500,211	416.84	1	1	26	2,053	38	2,150	75,552	36.8	27	130
足利市		158,047	177.82	1		19	527	0	574	19,047	36.1	20	
鹿沼市		104,050	490.62	1		14	826	0	850	28,415	34.4	29	31
日光市		94,764	1,449.87	5	3	29	1,118	27	1,288	42,137	37.7	58	43
小山市		156,653	171.61	1	1	18	642	8	645	25,751	40.1	28	11
石橋	下野市	59,544	74.58	1		8	456	0	468	15,295	33.5	19	6
	上三川町	31,570	54.52	1		4	250	0	250	8,307	33.2	10	4
	壬生町	39,645	61.08	1		3	201	0	203	6,908	34.4	7	8
大田原市		74,928	354.12	1		13	917	0	1,039	28,313	30.9	42	13
栃木	栃木市	81,802	122.06	1		13	482	0	510	20,243	42.0	21	7
	西方町	7,004	32.00	1		4	106	0	123	3,388	32.0	2	5
	大平町	28,874	39.80	1		4	175	0	175	6,262	35.8	13	
	藤岡町	18,139	60.45	1		4	147	0	147	4,871	33.1	4	4
	都賀町	13,674	30.52	1		4	99	0	101	3,281	33.1	4	2
芳賀	真岡市	63,127	111.75	1		4	298	0	312	11,097	37.2	14	
	二宮町	16,508	55.46	1		3	188	0	188	6,017	32.0	12	
	益子町	25,312	89.54	1		3	219	0	219	6,522	29.8	12	3
	茂木町	16,456	172.71	1		4	383	0	395	13,467	35.2	15	5
	市貝町	12,632	64.24	1		2	212	0	219	6,827	32.2	8	7
	芳賀町	16,881	70.23	1		3	200	0	200	6,329	31.6	11	
黒那	那須塩原市	114,736	592.82	3	1	12	1,325	10	1,435	41,935	31.6	43	32
	那須町	27,752	372.31	1		6	693	0	746	22,347	32.2	13	22
南那須	那須烏山市	31,413	174.42	1		17	657	0	725	21,932	33.4	22	19
	那珂川町	20,039	192.84	1		11	587	0	604	19,282	32.8	20	10
佐野	佐野市	124,647	356.07	1	1	31	724	7	742	26,446	36.5	30	30
	岩舟町	18,919	46.74	1		3	162	0	162	5,381	33.2	10	
塩谷	矢板市	36,021	170.66	1	1	6	402	10	408	13,583	33.8	11	11
	さくら市	42,163	125.46	1		18	426	0	435	13,153	30.9	17	7
	塩谷町	13,696	175.99	1		9	346	0	350	11,275	32.6	11	9
委託	高根沢町	30,926	70.90	1		8	205	0	230	6,802	33.2	8	2
	野木町	26,230	30.25	1		6	134	0	134	4,348	32.4	6	
合計		2,006,363	6,408.28	37	8	309	15,160	100	16,027	524,513	34.6	547	421

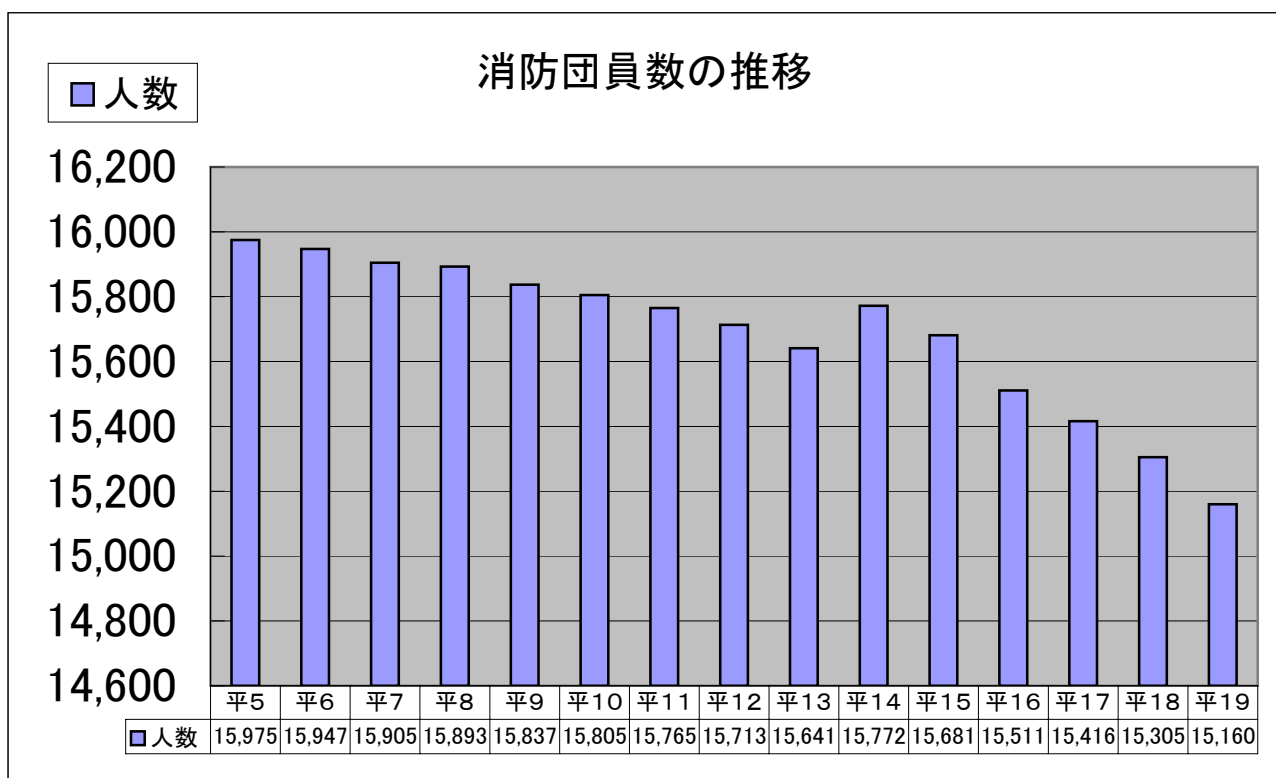
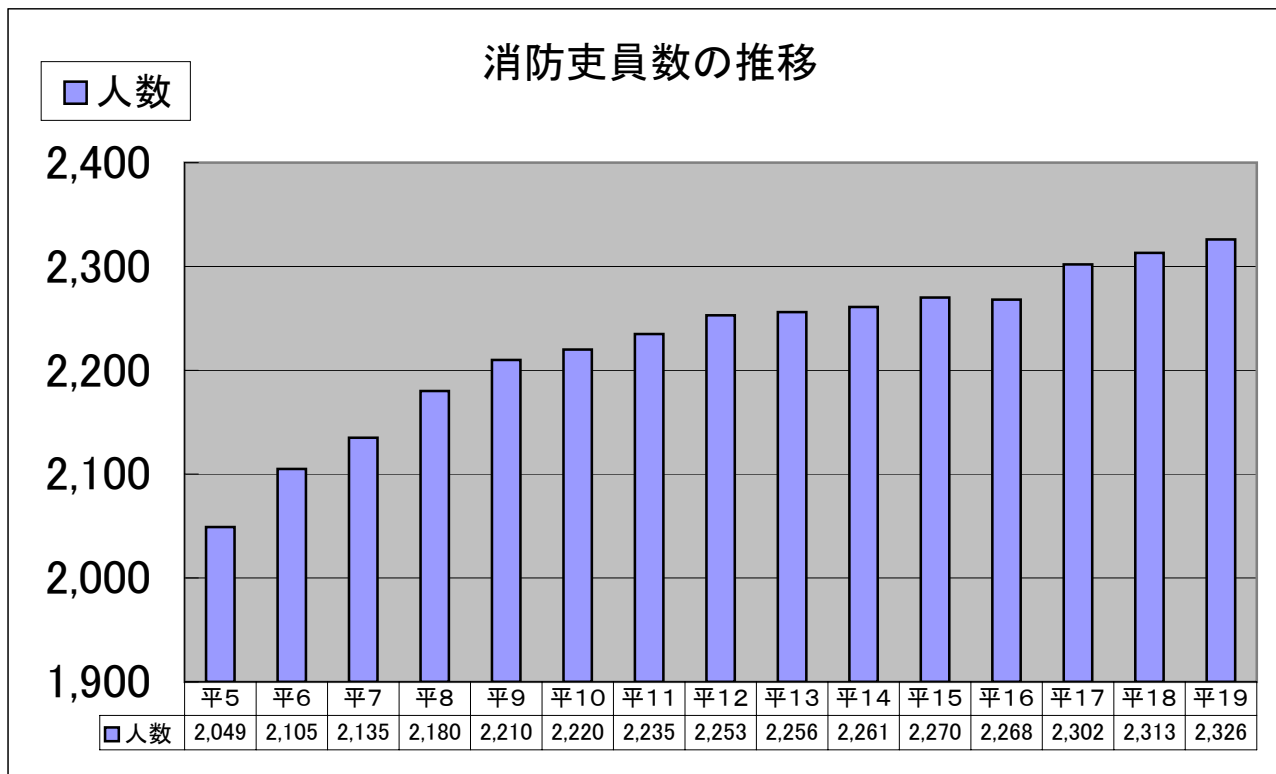
1 人口は平成19年3月末日のもの（住民基本台帳人口移動報告から）。

2 消防団員、消防水利（20m級の水槽、井戸含む）、資機材の数は平成19年4月1日現在のもの（消防防災・震災対策現況調査調べ）。

3 那須塩原市については、本庁所在地である黒磯那須消防本部の管轄として表記した。

消防吏員数及び消防団員数の推移

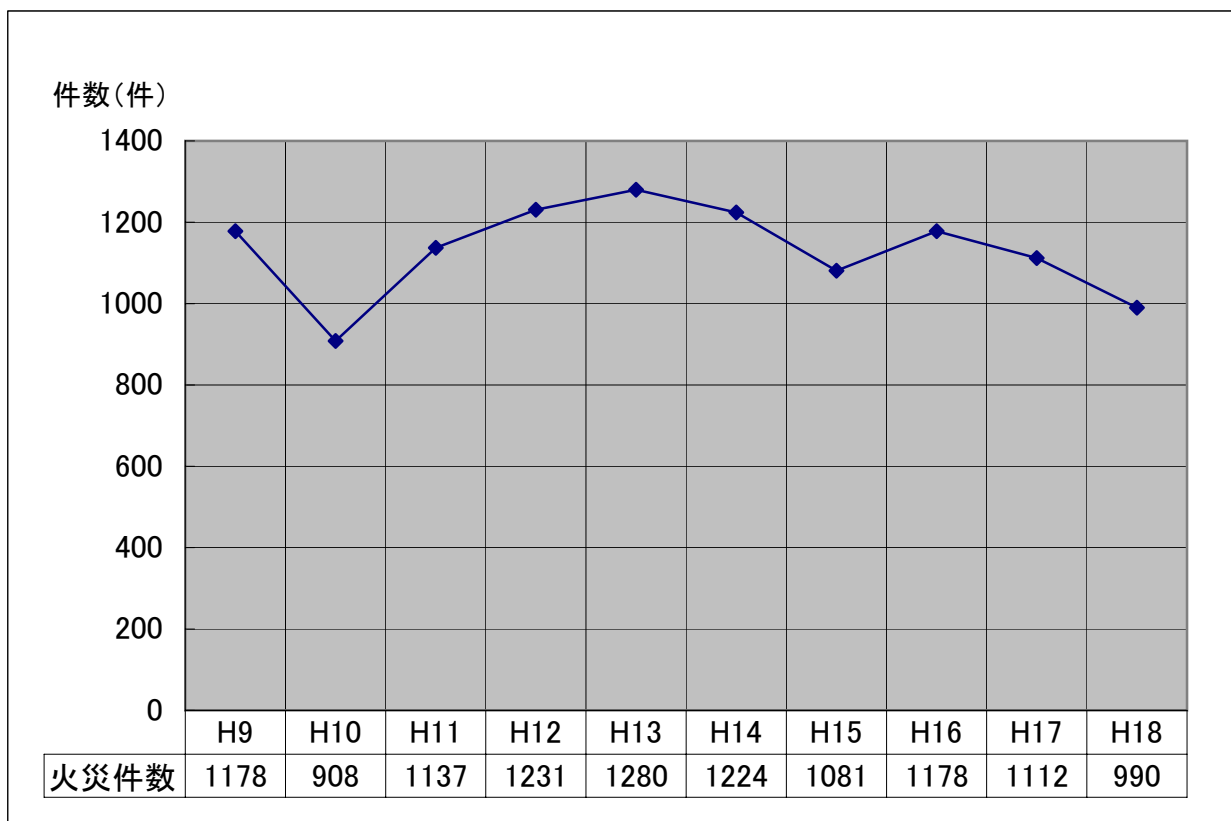
各年4月1日現在
(消防防災・震災対策現況調査調べ)



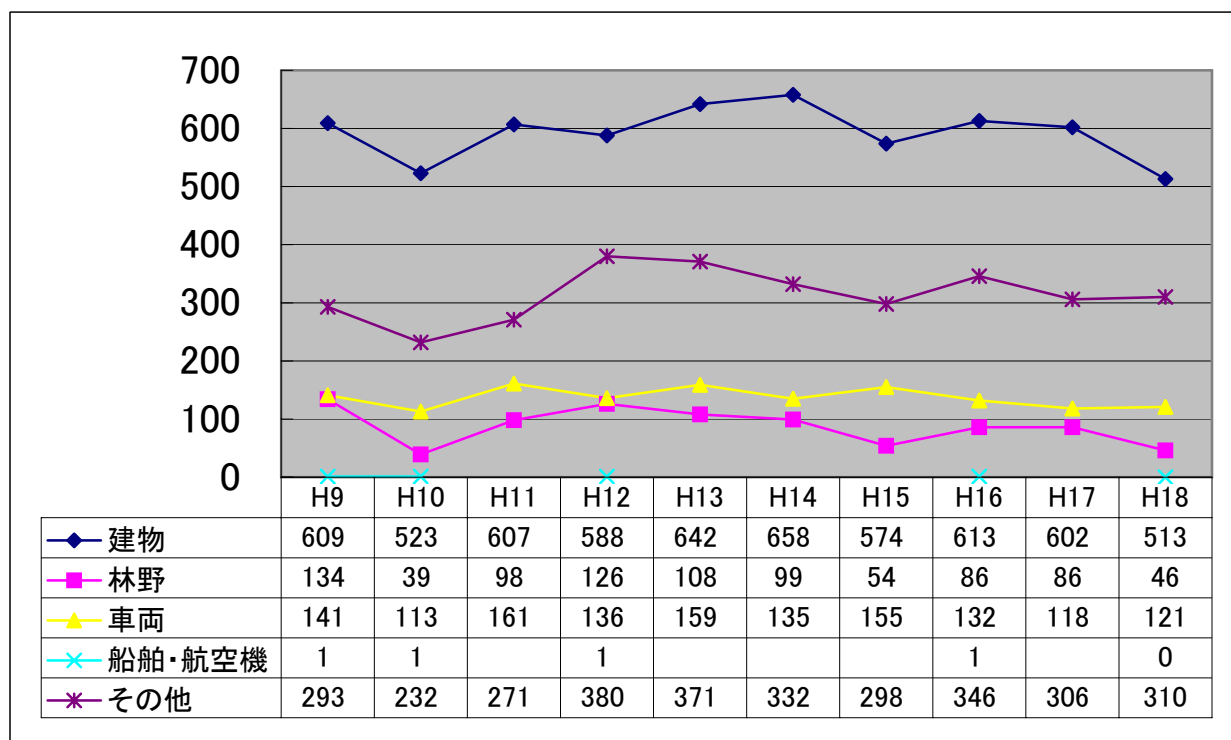
火災発生件数等の推移

(消防防災・震災対策現況調査調べ)

(1) 火災件数

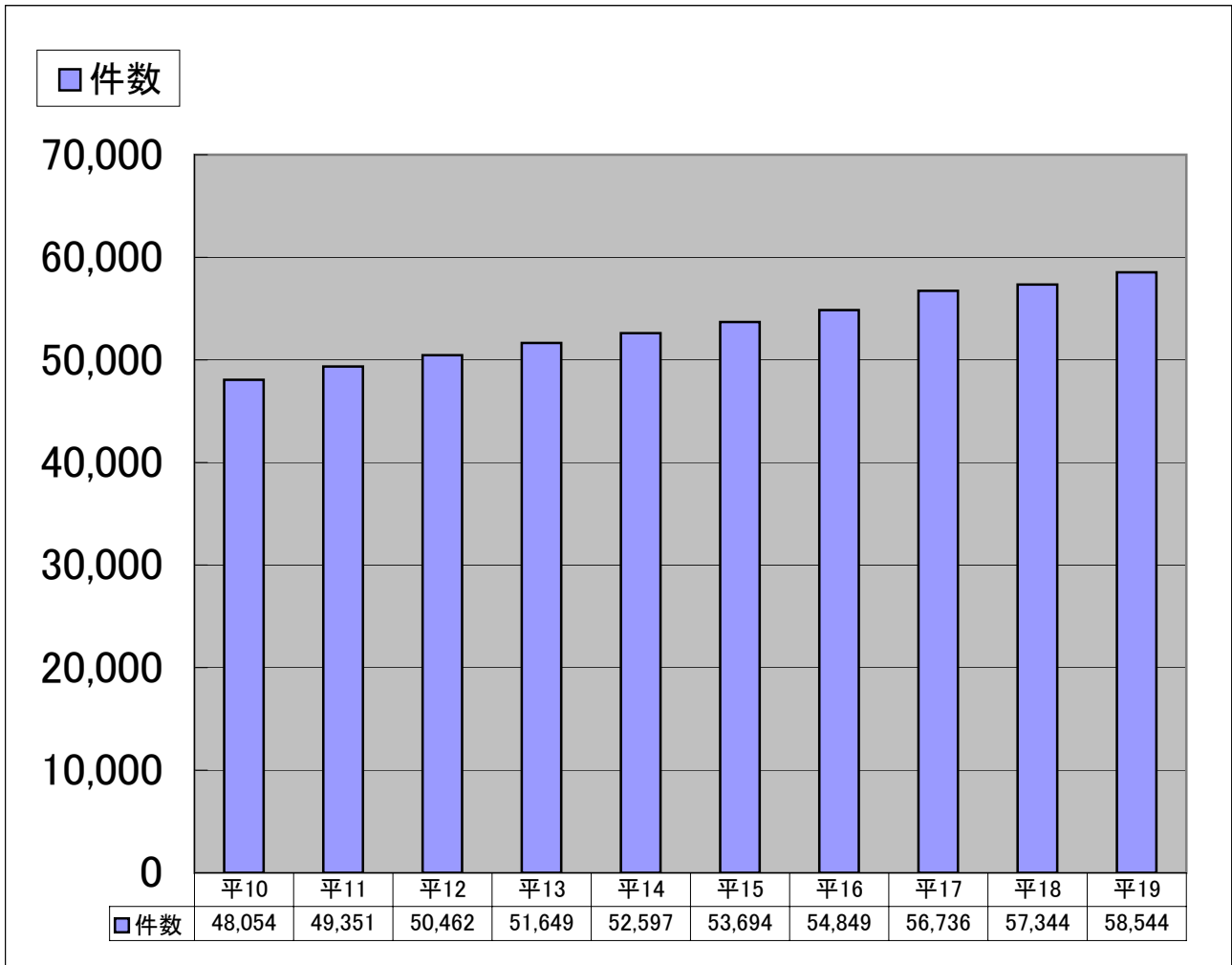


(2) 火災種別出火件数



防火対象物数の推移

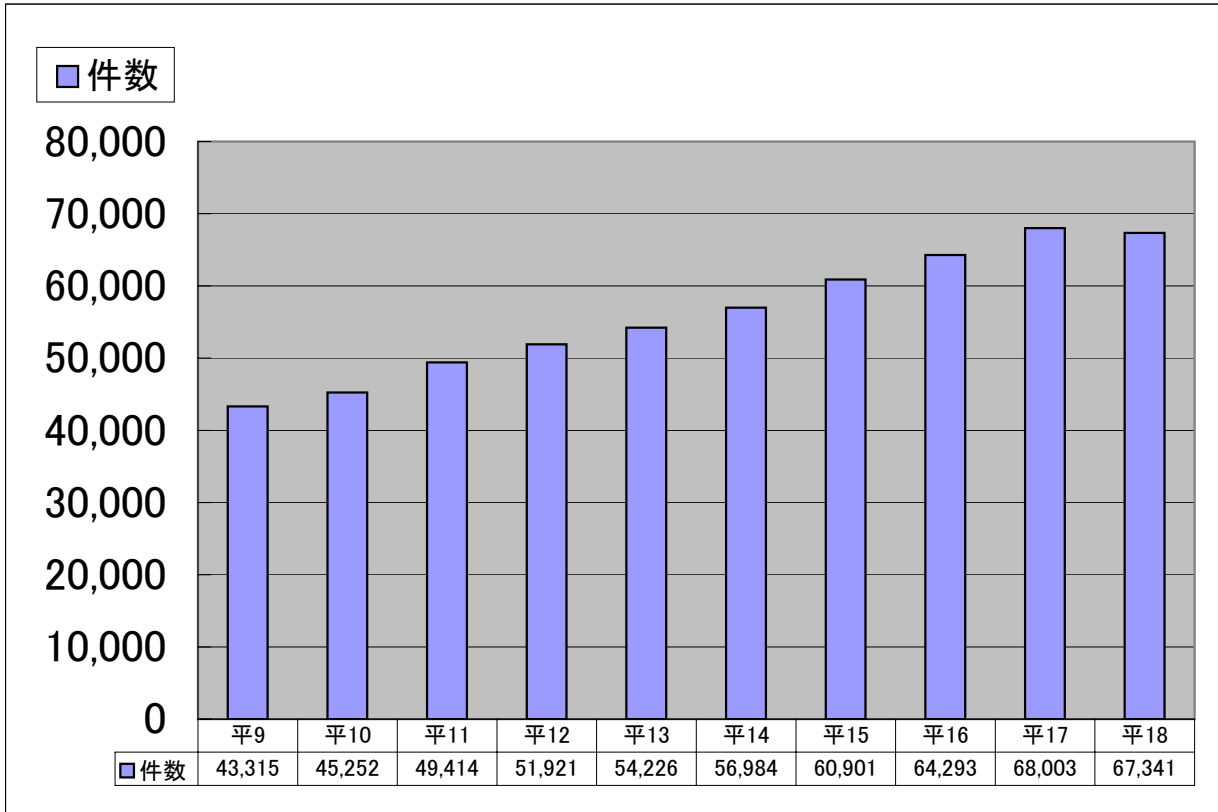
各年3月31日現在
(消防防災・震災対策現況調査調べ)



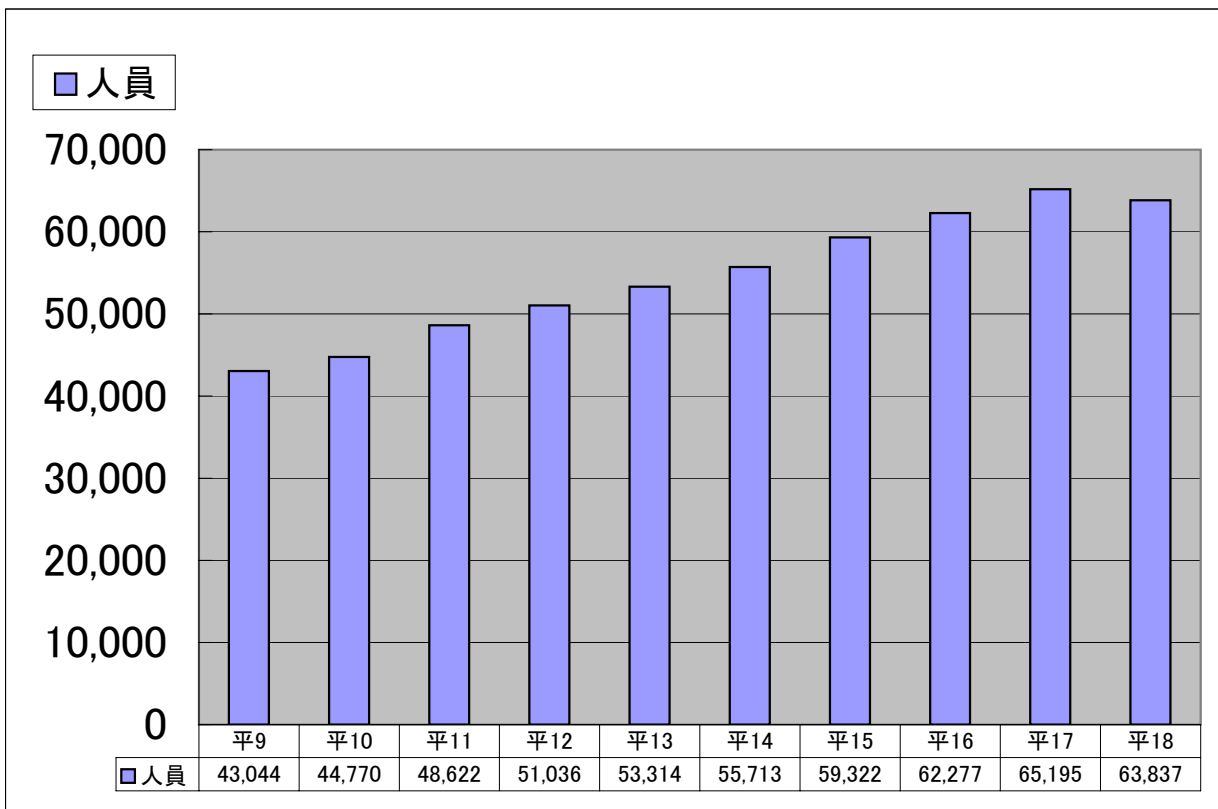
救急出場件数等の推移

(1) 救急出場件数

(消防防災・震災対策現況調査調べ)



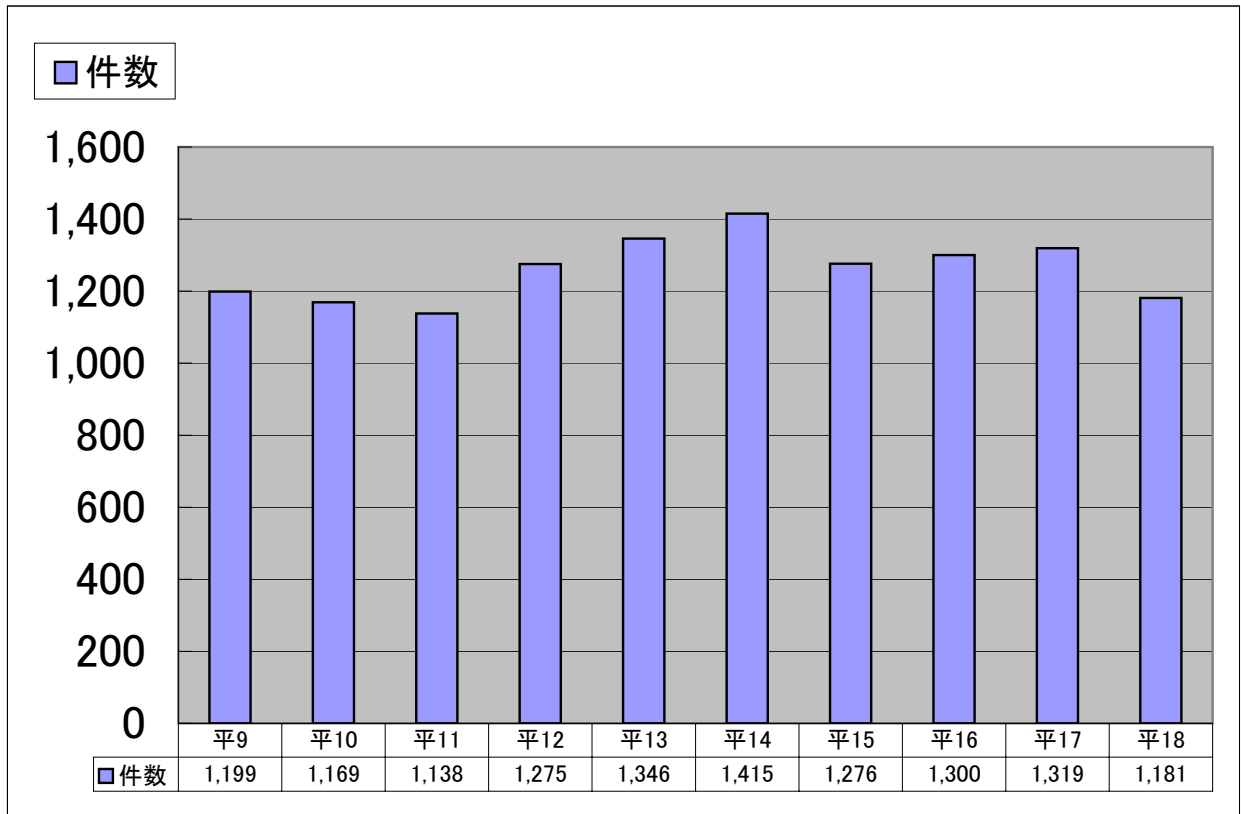
(2) 搬送人員



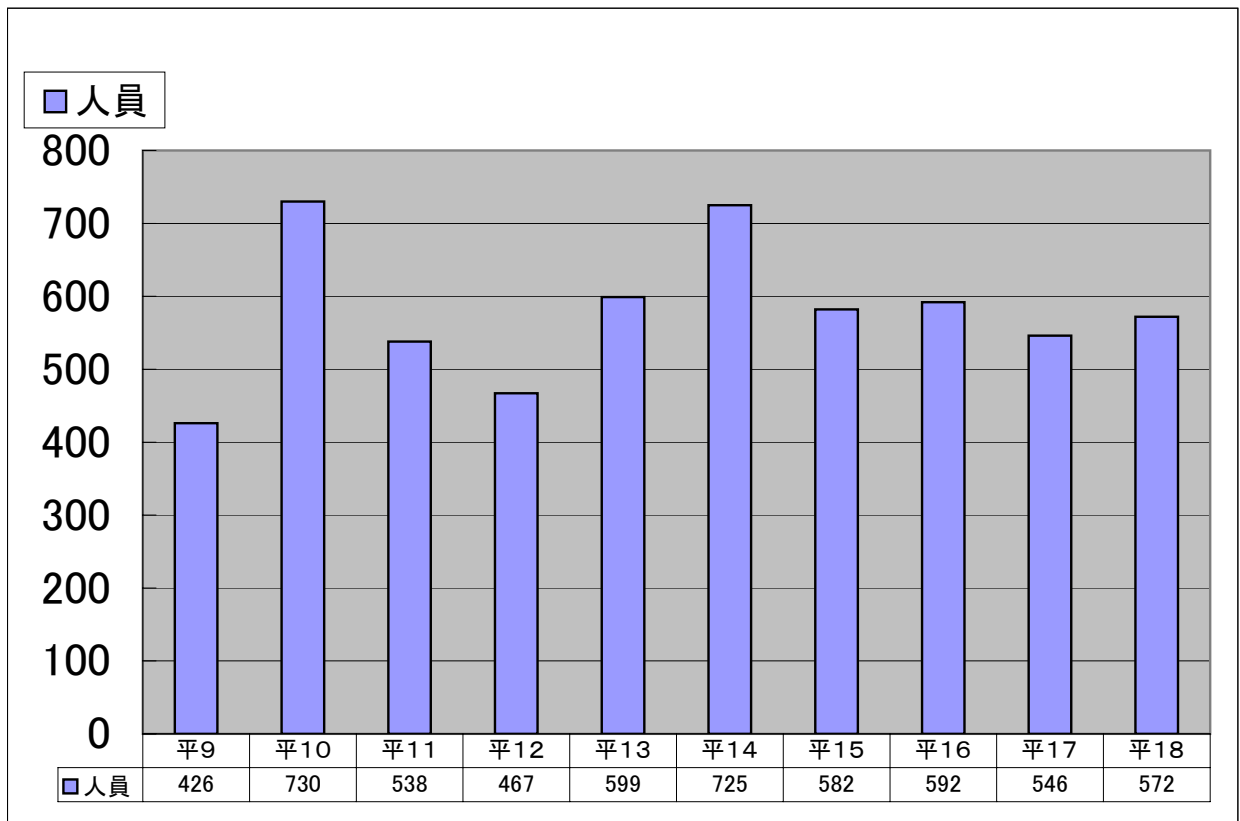
救助出場件数等の推移

(1) 救助出場件数

(消防防災・震災対策現況調査調べ)



(2) 救助人員



消防職員の年齢別構成

平成19年4月1日現在
(消防防災・震災対策現況調査調べ)

区 分	30歳未満	30歳以上～40歳未満	40歳以上～50歳未満	50歳以上	合計	備考(救急救命士資格者数)
宇都宮市消防本部	62	172	105	109	448	44
足利市消防本部	61	48	30	35	174	19
鹿沼市消防本部	31	29	19	43	122	26
日光市消防本部	33	62	34	60	189	30
小山市消防本部	32	52	36	69	189	25
石橋地区消防組合消防本部	19	39	18	79	155	14
大田原地区広域消防組合消防本部	42	39	20	66	167	25
栃木地区広域行政事務組合消防本部	36	49	11	63	159	23
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	67	31	6	95	199	25
黒磯那須消防組合消防本部	40	35	4	62	141	26
南那須地区広域行政事務組合消防本部	22	20	9	46	97	16
佐野地区広域消防組合消防本部	29	40	30	40	139	17
塩谷広域行政組合消防本部	38	27	8	74	147	22
合 計	512	643	330	841	2,326	312
	22.0%	27.6%	14.2%	36.2%	100.0%	

消防無線及び消防通信指令施設の状況

平成19年4月1日現在

区 分	基地局数	無線局数	無線整備年	指令台整備年	指令台形式	119番通報件数
宇都宮市消防本部	2	213	平成3年	平成16年	Ⅲ型	24,490
足利市消防本部	1	79	平成12年	平成17年	Ⅱ型	8,436
鹿沼市消防本部	2	61	平成3年	平成16年	Ⅱ型	4,755
日光市消防本部	6	130	昭和55年	平成14年	Ⅱ型	6,217
小山市消防本部	2	72	平成6年	平成11年	Ⅱ型	13,448
石橋地区消防組合消防本部	1	41	昭和45年	平成4年	Ⅱ型	5,436
大田原地区広域消防組合消防本部	4	69	昭和45年			5,878
栃木地区広域行政事務組合消防本部	1	70	平成2年	平成16年	Ⅱ型	7,094
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	2	59	平成15年	平成15年	Ⅱ型	6,795
黒磯那須消防組合消防本部	2	64	平成元年	平成9年	Ⅰ型	4,945
南那須地区広域行政事務組合消防本部	2	38	平成11年			2,125
佐野地区広域消防組合消防本部	1	53	平成12年	平成12年	Ⅱ型	7,170
塩谷広域行政組合消防本部	5	57	昭和44年			3,777

※ 栃木県消防救急無線の広域化・共同化整備計画から抜粋。一部、消防防災課調べ。

常備消防に要する決算の状況

(単位:千円)

消防本部名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
宇都宮市消防本部	5,397,027	4,591,052	4,630,359
足利市消防本部	1,565,425	1,563,038	1,630,347
鹿沼市消防本部	1,192,238	1,276,973	1,072,368
日光市消防本部	1,716,112	1,548,698	1,622,398
小山市消防本部	1,902,594	1,789,700	1,770,795
石橋地区消防組合消防本部	1,494,440	1,555,706	1,558,111
大田原地区広域消防組合消防本部	1,365,379	1,374,912	1,399,269
栃木地区広域行政事務組合消防本部	1,503,340	1,656,027	1,613,676
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	2,251,453	1,784,574	1,846,769
黒磯那須消防組合消防本部	1,362,225	1,667,954	1,215,517
南那須地区広域行政事務組合消防本部	705,973	755,401	757,414
佐野地区広域消防組合消防本部	1,275,001	1,343,145	1,375,207
塩谷広域行政組合消防本部	1,303,067	1,341,159	1,375,702
計	23,034,274	22,248,339	21,867,932

※消防防災・震災対策現況調査調べ(一部消防防災課調べ含む)

平成17年度の消防費の状況

消防本部名	常備消防に係る 消防費歳出決算額 (千円)	常備消防に係る 一人当たりの消防費 (円)
宇都宮市消防本部	4,630,359	9,219
足利市消防本部	1,630,347	10,205
鹿沼市消防本部	1,072,368	10,297
日光市消防本部	1,622,398	17,208
小山市消防本部	1,770,795	9,518
石橋地区消防組合消防本部	1,558,111	11,911
大田原地区広域消防組合消防本部	1,399,269	10,471
栃木地区広域行政事務組合消防本部	1,613,676	10,776
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	1,846,769	12,050
黒磯那須消防組合消防本部	1,215,517	13,955
南那須地区広域行政事務組合消防本部	757,414	14,846
佐野地区広域消防組合消防本部	1,375,207	9,622
塩谷広域行政組合消防本部	1,375,702	11,328
計	0	0

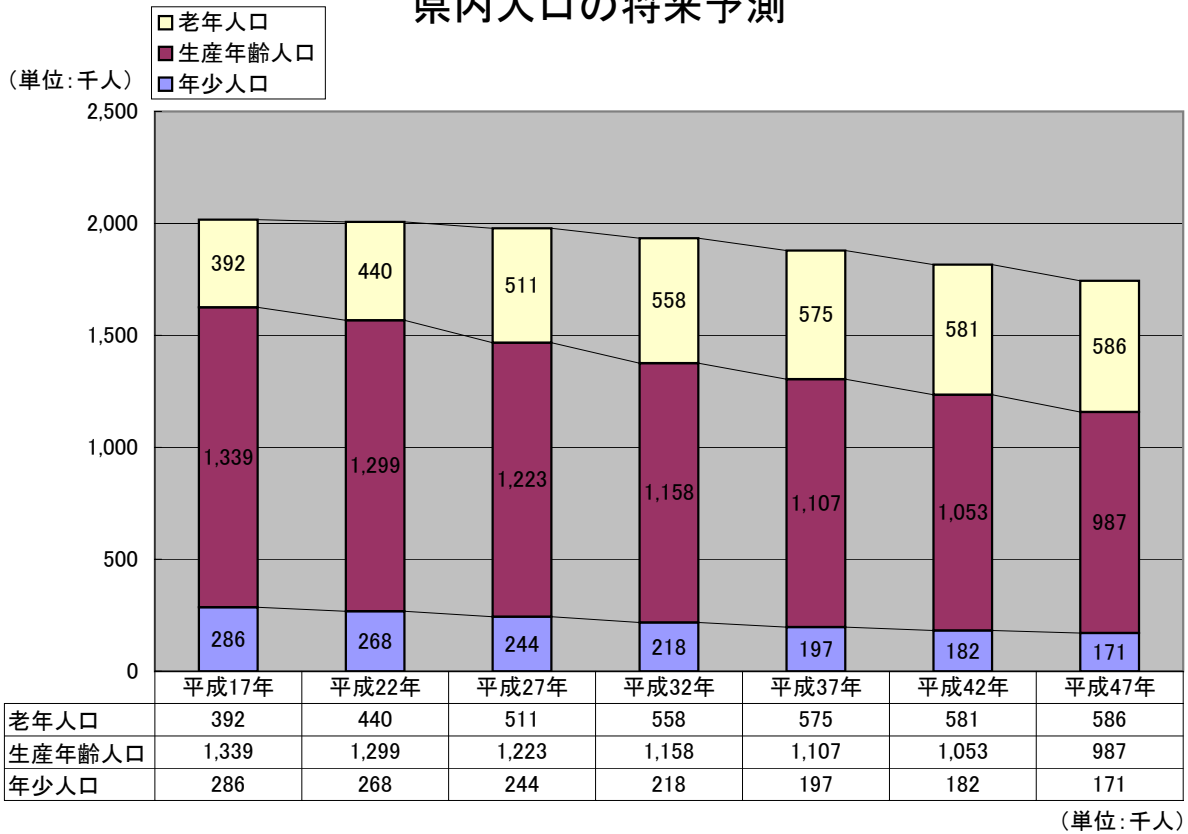
※消防防災・震災対策現況調査調べ(一部消防防災課調べ含む)

消防力の整備指針上の基準数と現有状況

区分	分	地区											合計	全国		
		宇都宮市	足利市	鹿沼市	日光市	小山市	石橋地区	大田原地区	栃木地区	芳賀地区	黒磯那須	南那須地区			佐野地区	塩谷広域
消防ポンプ自動車	基準数(台)A	26	7	7	12	12	8	10	14	12	10	6	6	9	139	22,966
	現有数(台)B	26	7	7	12	12	8	10	11	11	8	6	5	9	132	22,043
	充足数(%)B/A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	78.6%	91.7%	80.0%	100.0%	83.3%	100.0%	95.0%	96.0%
はしご自動車	基準数(台)A	6	2	1	3	1	1	2	1	1	2	1	1	2	23	1,413
	現有数(台)B	6	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	18	1,244
	充足数(%)B/A	100.0%	50.0%	100.0%	33.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	78.3%	88.0%
化学消防車	基準数(台)A	4	3	2	1	3	2	3	2	1	1	1	2	2	27	1,393
	現有数(台)B	4	3	2	2	3	1	3	2	1	1	1	2	2	27	1,224
	充足数(%)B/A	100.0%	100.0%	100.0%	200.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.9%
救助工作車	基準数(台)A	3	2	1	3	1	1	1	2	2	1	1	1	2	21	1,438
	現有数(台)B	3	1	1	3	1	1	1	1	2	1	1	1	2	19	1,252
	充足数(%)B/A	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%	87.1%
救急自動車	基準数(台)A	13	6	4	11	6	4	6	7	7	6	4	5	6	85	4,971
	現有数(台)B	13	5	4	11	6	4	6	6	7	5	4	4	6	81	4,836
	充足数(%)B/A	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%	100.0%	83.3%	100.0%	80.0%	100.0%	95.3%	97.3%
消防水利	基準数(台)A	3,880	2,238	1,206	1,444	3,752	1,936	1,176	2,880	2,358	4,072	1,400	3,747	5,554	35,643	1,650,537
	現有数(台)B	4,074	1,609	661	1,126	1,878	2,930	807	2,809	1,265	1,599	1,097	3,457	2,603	25,915	1,330,517
	充足数(%)B/A	105.0%	71.9%	54.8%	78.0%	50.1%	151.3%	68.6%	97.5%	53.6%	39.3%	78.4%	92.3%	46.9%	72.7%	80.6%
消防職員	基準数(人)A	578	258	175	389	337	257	268	262	269	288	173	206	253	3,713	206,367
	現員数(人)B	439	176	125	188	190	157	169	159	200	148	98	137	149	2,335	156,758
	充足数(%)B/A	76.0%	68.2%	71.4%	48.3%	56.4%	61.1%	63.1%	60.7%	74.3%	51.4%	56.6%	66.5%	58.9%	62.9%	76.0%

※ 「平成18年度消防施設整備計画実態調査」(平成18年4月1日現在)より

県内人口の将来予測



総人口 2,017,000人
(平成17年)

総人口 1,744,000人
(平成47年)

※ 国立社会保障・人口問題研究所推計(平成19年5月29日公表)

※ 年少人口…14歳以下 / 生産年齢人口…15～64歳人口 / 老年人口…65歳以上人口

市町村財政の状況

平成19年度市町村一般会計予算

(単位:百万円、%)

区分	平成19年度				平成18年度		
	金額 A	構成比 %	増減額 A-B	伸び率 %	金額 B	構成比 %	伸び率 %
1 地方税	321,335	48.3	29,581	10.1	291,754	44.1	2.2
2 地方譲与税	9,239	1.4	△ 14,449	△ 61.0	23,688	3.6	46.3
3 利子割交付金	1,172	0.2	47	4.2	1,125	0.2	△ 15.2
4 配当割交付金	750	0.1	405	117.4	345	0.1	△ 8.7
5 株式等譲渡所得割交付金	1,015	0.2	562	124.1	453	0.1	240.6
6 地方消費税交付金	20,265	3.0	97	0.5	20,168	3.0	1.3
7 ゴルフ場利用税交付金	2,095	0.3	△ 36	△ 1.7	2,131	0.3	△ 4.5
8 自動車取得税交付金	5,496	0.8	△ 67	△ 1.2	5,563	0.8	0.1
9 国有提供施設助成交付金	72	0.0	△ 34	△ 32.1	106	0.0	0.0
10 地方特例交付金	2,830	0.4	△ 4,706	△ 62.4	7,536	1.1	△ 15.5
11 地方交付税	60,772	9.1	△ 4,245	△ 6.5	65,017	9.8	△ 3.9
12 交通安全対策特別交付金	459	0.1	3	0.7	456	0.1	1.3
小計(一般財源)	425,499	64.0	7,158	1.7	418,341	63.2	2.5
13 分担金・負担金	8,656	1.3	△ 482	△ 5.3	9,138	1.4	△ 0.4
14 使用料・手数料	14,102	2.1	823	6.2	13,279	2.0	△ 4.9
15 国庫支出金	56,584	8.5	3,168	5.9	53,416	8.1	△ 2.3
16 県支出金	34,269	5.2	1,369	4.2	32,900	5.0	4.7
17 財産収入	3,014	0.5	161	5.6	2,853	0.4	25.9
18 寄附金	118	0.0	△ 48	△ 28.9	166	0.0	3.8
19 繰入金	24,437	3.7	△ 1,057	△ 4.1	25,494	3.9	△ 4.7
20 繰越金	8,213	1.2	△ 185	△ 2.2	8,398	1.3	6.3
21 諸収入	37,640	5.7	△ 2,585	△ 6.4	40,225	6.1	△ 6.0
22 地方債	52,630	7.9	△ 5,204	△ 9.0	57,834	8.7	△ 5.1
小計(特定財源)	239,663	36.0	△ 4,040	△ 1.7	243,703	36.8	△ 2.5
歳入合計	665,162	100.0	3,118	0.5	662,044	100.0	0.6
自主財源(1+13+14+17~21)	417,515	62.8	26,207	6.7	391,308	59.1	0.7
依存財源(2~12+15+16+22)	247,647	37.2	△ 23,089	△ 8.5	270,736	40.9	0.3

※ 「平成19年度市町村一般会計当初予算の概要について」より(平成19年4月26日市町村課発表)

※ 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

平成18年度決算統計に基づく主要指標

経常収支比率		%	
	18年度	増減	
市町平均	86.5	1.1	
市	88.3	0.7	
町	85.0	1.5	

実質公債費比率		%	
	18年度	増減	
市町平均	13.9	0.2	
市	15.4	△ 0.1	
町	12.7	0.5	

起債制限比率		%	
	18年度	増減	
市町平均	9.7	0.0	
市	10.9	△ 0.2	
町	8.8	0.2	

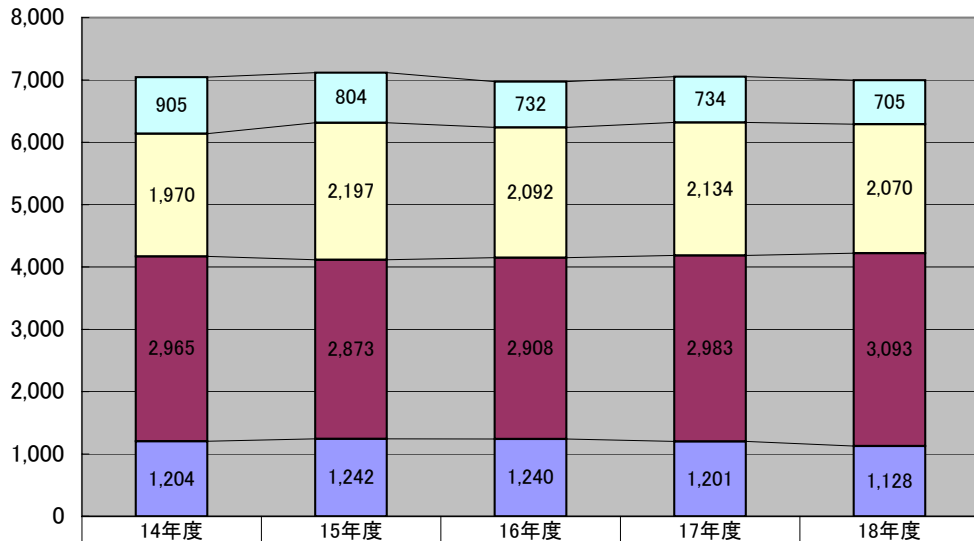
※ 平成18年度決算統計に基づく

※ 実質公債費比率及び起債制限比率は3年平均の数値

市町村歳入決算額の推移(自主財源、依存財源別)

(単位:億円)

- 地方交付税
- その他の依存財源
- 地方税
- その他の自主財源

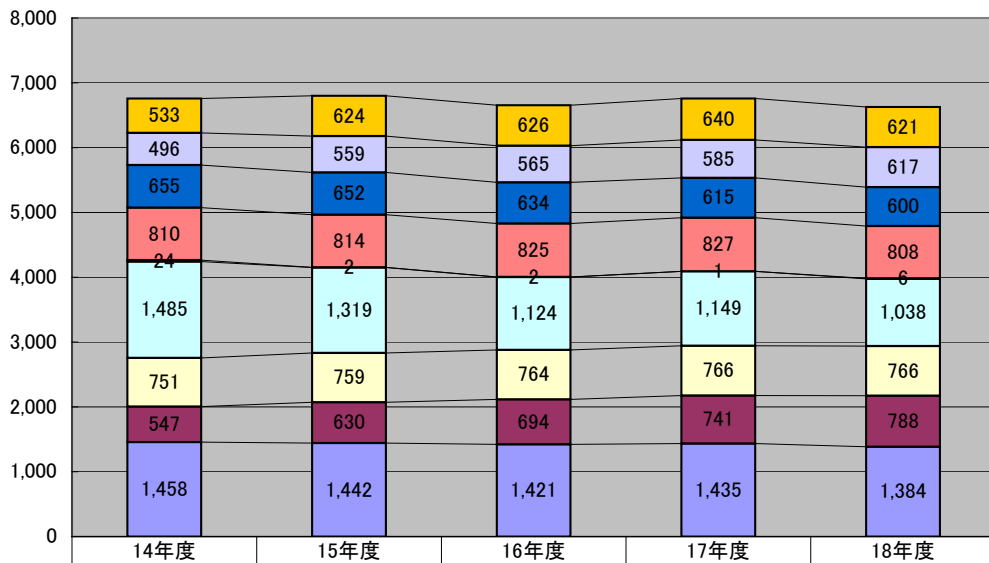


	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
地方交付税	905	804	732	734	705
その他の依存財源	1,970	2,197	2,092	2,134	2,070
地方税	2,965	2,873	2,908	2,983	3,093
その他の自主財源	1,204	1,242	1,240	1,201	1,128

市町村歳出決算額の推移(性質別)

(単位:億円)

- その他
- 繰出金
- 補助費等
- 物件費
- 災害復旧費
- 普通建設事業費
- 公債費
- 扶助費
- 人件費



	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
その他	533	624	626	640	621
繰出金	496	559	565	585	617
補助費等	655	652	634	615	600
物件費	810	814	825	827	808
災害復旧費	24	2	2	1	6
普通建設事業費	1,485	1,319	1,124	1,149	1,038
公債費	751	759	764	766	766
扶助費	547	630	694	741	788
人件費	1,458	1,442	1,421	1,435	1,384

※ 平成19年度版栃木県市町村財政の状況(財団法人と市町村振興協会・栃木県市町村課 編)より

県内に1つの消防本部の管轄図

消防本部・消防署・分署・分遣所設置数

消防本部数	13
消防署数	23
出張所数	53
内訳	
分署数	51
分遣所	2

管轄人口 2,016,452人
管轄面積6,408.28km²



平成19年4月1日現在

凡 例

-消防本部
- ◎.....消防署
-分署・分遣所

※ 管轄人口は、「平成17年度国勢調査(要計表による集計結果速報)」による